議案第●号

南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料条例の一部改正について

南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１２月●日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第●号

南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料条例（令和７年南砺市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項ただし書中「社会保険診療報酬支払基金等」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

（１）南砺市民病院

区分		単位	金額	備考
特別病室の使用料	特別室Ａ（個室）	１日	6,600円	
	特別室Ｂ（個室）		5,500円	
	病室Ａ（個室）		3,740円	
	病室Ｂ（個室）		1,650円	
	病室Ｃ（２人室）		1,100円	
長期特別入院料	180日超え入院療養加算料	１日	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省令第498号。以下別表第１中「告示第498号」という。）第8号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額	告示第498号第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（告示第498号第9号に規定する者に係るものを除く。）に限る。

血糖測定器料	間歇（かんけつ）スキャン式持続血糖測定器用材料（センサー）	１箱	8,300円	診療報酬上、血糖自己測定器加算の算定要件を満たさない患者であって、医師の管理の下で行われる場合に限る。
病衣等使用料	病衣使用料	１日	55円	
	付添布団使用料		110円	
その他の使用料	以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する使用料		実費又は診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	
婦人科診察料	避妊リング挿入料	１回	44,000円	
	避妊リング抜去料		5,500円	
健康診断料	一般健康診断料	１回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額	
	人間ドック 日帰り簡易ドック		15,430円	
	人間ドック 日帰りドック		45,230円	
	人間ドック 日帰り脳ドック		45,830円	
	人間ドック １泊２日ドック		94,610円	
	人間ドック １泊２日脳ドック		141,960円	

		付加検査	認知機能セルフチェッカー	１回	3,300円	
			脳とからだの健康チェック		4,400円	日帰り脳ドック又は１泊２日脳ドックを受ける場合に選択可
			頭部MRI検査		22,820円	
			シルバー脳検査（頭部MRI検査、認知機能検査及び脳とからだの健康チェック）		28,100円	日帰りドック又は１泊２日ドックを受ける場合に選択可
			喀痰（かくたん）細胞診検査		3,520円	
			頸（けい）動脈超音波検査		5,500円	日帰りドック又は１泊２日ドックを受ける場合に選択可
			甲状腺検査		3,740円	
			１日心電図検査（ホルター心電図検査）		19,030円	日帰りドック、日帰り脳ドック又は１泊２日ドックを受ける場合に選択可
			マンモグラフィ検査		6,180円	
			胸部CT検査		19,190円	

			胃リスク検査（ABC分類検査）	3,300円	
			ピロリ菌抗体検査	800円	
			上部消化管造影検査（胃透視検査）	12,700円	日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			胃内視鏡検査（胃カメラ検査）	12,700円	日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			内視鏡麻酔薬	3,300円	
			腹部超音波検査	5,830円	日帰り脳ドックを受ける場合に選択可
			内臓脂肪CT検査	2,200円	
			腸内フローラ検査	19,800円	
			大腸がん検査（便潜血検査）	810円	日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			大腸内視鏡検査（S状結腸カメラ検査）	10,020円	日帰りドック又は日帰り脳ドックを受ける場合に選択可

			膵臓がんドック（膵臓MRI検査、腫瘍マーカーCEA検査及び腫瘍マーカーCA19-9検査）		25,240円	
			子宮がん検査（子宮頸部細胞診検査）		3,520円	
			前立腺特異抗原検査（PSA検査）		1,330円	
			リウマチ検査		2,450円	
			動脈硬化・下肢血管閉塞度評価（CAVI+ABI検査）		1,100円	
			骨密度測定検査		3,960円	
	その他の健康診断料				診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	
その他の診断料及び手	死亡時画像診断料（CT撮影）			1回	15,950円	
	死後処置料等	処置料		1回	5,500円	
		寝巻料		1枚	2,200円	

数料	予防接種手数料		１回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額	
	外部記録媒体交付等手数料	電磁的記録媒体での交付	１式	1,100円	
		複写機による写しの交付（A4白黒片面）	１枚	20円	
		複写機による写しの交付（A4カラー片面）		80円	
	診察券再発行手数料		１回	110円	
面談手数料	セカンドオピニオン相談料（１回当たり最大１時間）		１回	11,000円	他の病院等における診断又は治療方針についての医師又は歯科医師による所見
	医師面談料（１回当たり最大１時間）		１回	11,000円	生命保険受給診断書、自動車損害保険関係診断書その他これらに類する診断書に係る医師又は歯科医師との面談
	公認心理	初回（最大１時間）	１回	3,300円	

	師相談料	２回目以降（最大１時間）	１回	5,500円	
算定方法等に定めのない治療材料、食事料、オムツ代、その他の使用料及び手数料				実費に相当する額	
以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診断料及び手数料				実費又は診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	

（２）公立南砺中央病院

区分		単位	金額	備考
特別病室の使用料	特別室Ａ（個室）	１日	15,400円	
	個室Ａ（個室）		6,600円	
	病室Ｂ（個室）		5,500円	
	病室Ｃ（個室）		3,740円	
	病室Ｄ（個室）		2,090円	介護医療院の居室
長期特別入院料	180日超え入院療養加算料	１日	告示第498号第8号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額	告示第498号第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（告示第498号第9号に規定する者に係るものを除く。）に限る。
血糖測定器使	間歇（かんけつ）スキャン式持続血糖測定器（リーダー）	１箱	7,700円	診療報酬上、血糖自己測定器加算の算定要件を満たさ

用料	間歇（かんけつ）スキャン式持続血糖測定器用材料（電極）		１箱	1,540円	ない患者であって、医師の管理の下で行われる場合に限る。	
病衣使用料	病衣使用料		１日	55円		
その他の使用料	以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する使用料			実費又は診療報酬の算定方法等を考慮して算出した額に100分の110を乗じて得た額		
健康診断料	一般健康診断料		１回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額		
	人間ドック	日帰り簡易ドック		14,440円		
		日帰りドック	男性	47,250円		
		日帰りドック	女性	54,040円		
		日帰り脳ドック		42,920円		
		付加検査	脳MRI検査、脳MRA検査、頸（けい）脈MRA検査及び脳外科診察	１回	20,900円	日帰りドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可

			頸動脈超音波検査	5,500円	
			腹部超音波検査	5,830円	日帰り脳ドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			乳腺超音波検査	3,850円	日帰りドック、日帰り脳ドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			肺がんCT検査	16,170円	
			マンモグラフィ検査（2D）	6,180円	日帰り脳ドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			マンモグラフィ検査（3D）①	8,930円	
			マンモグラフィ検査（3D）②	2,750円	日帰りドックを受ける場合に選択可
			喀痰細胞診検査	3,520円	日帰りドック、日帰り脳ドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			内臓脂肪CT検査	2,200円	
			骨密度測定検査	3,960円	
			腫瘍マーカー検査（CEA検	1,090円	

			査）			
			腫瘍（しゅよう）マーカー検査（CA19-9検査）		1,330円	
			前立腺特異抗原検査（PSA検査）		1,330円	日帰り脳ドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
			子宮がん検査（子宮頸（けい）部細胞診検査）		3,520円	
			胃内視鏡検査（胃カメラ検査）		12,700円	
			大腸がん検査（便潜血検査）		810円	
			肺機能検査		3,630円	
			肝炎検査（HBs抗原検査、HBs抗体検査及びHCV抗体検査）		3,190円	
			蜂アレルギー健診		11,590円	日帰りドック、日帰り脳ドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
	その他の健康診断料				診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110	

				を乗じて得た額	
血液検査	血糖		1回	500円	
	肝機能				
	脂質				
	貧血				
	心臓		1回	1,500円	
尿検査	腎臓・痛風		1回	500円	
	食塩摂取量				
その他の診断料及び手数料	死亡時画像診断料（CT撮影）		1回	15,950円	
	死後処置料等	処置料	1回	5,500円	
		エンゼルセット料	1個	1,100円	
		ガーゼ寝巻料	1枚	3,850円	
	予防接種手数料		1回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額	
	外部記録媒体交付等手数料	電磁的記録媒体での交付	1式	1,100円	
		複写機による写しの交付（A4白黒片面）	1枚	20円	
		複写機による写しの交付（A4カラー片面）		80円	

	診察券再発行手数料	１回	110円	
面談手数料	医師面談料（１回当たり最大１時間）	１回	11,000円	生命保険受給診断書、自動車損害保険関係診断書その他これらに類する診断書に係る医師との面談
食事料	透析食	１食	660円	
算定方法等に定めのない治療材料、食事料、オムツ代、その他の使用料及び手数料			実費に相当する額	
以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診断料及び手数料			実費又は診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	

（３）診療所

区分					単位	金額	備考
健康診断料	一般健康診断料				１回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	
歯科	歯冠	鋳造	インレー	金合金	１歯	44,000円	
				ハイブリッド		33,000円	

診療料	修復料	歯冠修復	全部鋳造冠	金合金			77,000円	
				ジルコニア			88,000円	
				ハイブリッド			66,000円	
				メタルボンド			77,000円	
		支台築造		金合金			19,800円	
				金銀パラジウム合金			11,000円	
				ファイバー			16,500円	
		根面キャップ		金合金			16,500円	
		ダミー	金属ダミー	金合金			66,000円	
			前装ダミー	金合金			55,000円	
				陶材焼付合金			77,000円	
		補綴隙		金合金			16,500円	
				レジン前装			16,500円	
				陶材焼付合金			22,000円	
	欠損補綴料	有床義歯	金属床	コバルトクロム	全部床		165,000円	
					部分床	12～14歯	165,000円	
						5～11歯	135,000円	
						1～4歯	110,000円	
	インプラント	インプラント診断料				1回	16,500円	
		インプラント相談料					1,100円	
		埋入手術料	1歯				170,000円	
			1歯増ごとに				70,000円	
		二次手術				1歯	25,000円	
		治療用アバットメント					6,000円	
		上部構造	白金加金				110,000円	
			ジルコニア				132,000円	

			ハイブリッド		132,000円	
			メタルボンド		132,000円	
		経過観察料等	デンタルＸ線撮影	１枚	660円	
			パノラマＸ線撮影		5,500円	
			CT撮影		11,220円	
			インプラント経過観察	１回	4,400円	
		骨造成手術	ソケットリフト	１歯	19,580円	
			骨移植	１回	118,800円	
			上顎洞底挙上術（じょうがくどうていきょじょうじゅつ）	片側	206,800円	
	フッ素	フッ素塗布		１口腔	1,100円	
その他の診断料及び手数料	予防接種手数料			１回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額	
	外部記録媒体交付等手数料		電磁的記録媒体での交付	１式	1,100円	
			複写機による写しの交付（A4白黒片面）	１枚	20円	
			複写機による写しの交付（A4カラー片面）		80円	
	診察券再発行手数料			１回	110円	
面談手	医師面談料（１回当たり最大１時間）			１回	11,000円	生命保険受給診断書、自動車損害

数料					保険関係診断書その他これらに類する診断書に係る医師又は歯科医師との面談
	公認心理師相談料	初回（最大１時間）	１回	3,300円	医師の診察に基づき相談が必要と判断され、かつ、診療報酬の対象とならない者
		２回目以降（最大１時間）	１回	5,500円	
算定方法等に定めのない治療材料、オムツ代、その他の使用料及び手数料				実費に相当する額	
以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診断料及び手数料				実費又は診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後の利用又は交付に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の利用又は交付に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。